



令和7年度 上田市中小企業者支援のしおり

本しおりは、令和7年7月1日時点の情報を掲載しているため、記載の内容から変更となっている場合があります。最新の支援情報については、上田市ホームページ等をご確認ください。

融資制度について

中小企業者の皆様が、健全な発展と安定した経営を行うために必要な資金を円滑に調達できるように、上田市が長野県信用保証協会と市内各金融機関の協力を得て、低利な融資をあっせんする制度です。

ご利用いただける方

以下の全てに該当する方がご利用いただけます。

中小企業者（中小企業者の範囲は下表をご覧ください。）

市内に住所を有する法人又は個人であること。

市内に店舗・工場・事務所などの事業所を有すること。

同一事業の営業実績を1年以上有すること。（新規開業資金を除く。）

市税を完納していること。

長野県信用保証協会の定める対象業種を営んでいること。

その他市が定める要件に該当すること。

中小企業者の範囲（資本金または従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。）

業 種	資本金の額 又は出資の総額	従業員数
小 売 業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
その他産業	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅 館 業	5,000 万円以下	200 人以下

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）は対象外です。NPO 法人は、保証対象業種を営む場合、制度資金をご利用いただけます。

営業と家計が分離していないと認められる方、信用保証協会の代位弁済による債務の履行が終わっていない方、金融機関と取引停止中の方は対象になりません。
法令に違反し、又は著しく公序良俗に反する行為があったと認められる場合（悪質な税金滞納者・暴力団関係者等）には融資のあっせんはできません。

受付窓口

窓 口		住 所	T E L ・ F A X
上田市役所	商工課	上田市大手 1 丁目 11 番 16 号	T E L 23-5395 F A X 23-5246
	丸子地域自治センター (産業観光課)	上田市上丸子 1612 番地	T E L 42-1047 F A X 42-3222
	真田地域自治センター (産業観光課)	上田市真田町長 7178 番地 1	T E L 72-4330 F A X 72-4140
	武石地域自治センター (産業観光課)	上田市下武石 742 番地	T E L 85-2828 F A X 85-2313
上田商工会議所	本所	上田市大手 1 丁目 10 番 22 号	T E L 22-4500 F A X 25-5577
	塩田支所	上田市中野 20 番地	T E L 38-3610 F A X 38-3626
	川西支所	上田市小泉 863 番地 1	T E L 75-5541 F A X 75-5542
上田市商工会	本所	上田市上丸子 950 番地 (ファーストビル 2 階)	T E L 42-2213 F A X 42-7142
	武石支所	上田市下武石 731 番地 2	T E L 85-2823 F A X 85-2672
真田町商工会		上田市真田町長 7199 番地 1	T E L 72-4050 F A X 72-4051

取扱金融機関

金 融 機 関	取 扱 店
(株)八十二銀行	上田支店、上田東支店、神科支店、三好町支店、塩田支店、丸子支店
(株)長野銀行	上田支店、三好町支店
(株)三井住友銀行	上田支店
(株)群馬銀行	上田支店
上田信用金庫	本店営業店、原町支店、駅前支店、川原柳支店、大屋支店、常田支店、常磐城支店、神科支店、塩田支店、城南支店、川西支店、丸子支店、真田支店、よだくぼ支店
長野県信用組合	上田支店、神科支店、上田原支店、丸子支店
信州うえだ農業協同組合	上田東支所、上田西支所、塩田支所、丸子支所、真田支所、武石支所 (本所は相談のみ行います。)

借換について

経営健全化資金と経営支援資金の既存債務は、同一資金を以下の条件を全て満たすことで借換ができます。ただし、各資金の利用対象者要件に該当する場合に限りです。また、借換を含む資金の場合は、利子補給は終了となります(令和8年3月31日まで)。

既存債務を借入後1年以上返済していること。ただし、最近3か月間の平均売上が前年同期に比べ、10%以上減少している場合は、既存債務の返済に関わらず1度に限り、借換られるものとする。

既存債務と同じ金融機関での申し込みであること(株)長野銀行からの借入金を(株)八十二銀行の借入金により借り換える場合に限り認める。)

既存債務と同じ信用保証協会の保証での申し込みであること。

既存債務を一括で返済すること。

上田市中心企業融資制度資金について

●保証人の取り扱い

法人代表者を除き原則不要ですが、次の方を保証人として求める場合があります。
実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込者（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者。本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業継承予定者。
財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等。
保証協会が経営者保証ガイドラインに則った対応等を実施する場合、法人代表者の保証は不要です。

●利子補給の注意点

利子補給の対象期間内に条件変更を行った場合、変更の前日までに発生した利子が補給対象となります。また、元本の返済が滞っている場合、利子補給はいたしません。（据置期間除く）

●設備資金で、車両購入資金の場合の融資期間は最長5年、3・5ナンバーは除外となります。（旅客自動車運送業かつ事業用車両は除く）

●貸付期間は1年超とし、資金借入後1年以内に繰上完済した場合には、特別な理由がある場合を除いて、完済日から1年間は市制度資金の利用ができなくなりますので、ご注意ください。（全資金共通事項）

●信用保証料について

事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、信用保証料の上乗せ及び市補助割合が変わります。詳しくはお問い合わせください。

手続きの流れ

融 資 相 談

～ご相談には随時応じています～

期日に余裕をもって金融機関窓口へご相談ください。

融資希望金額、資金使途、経営状況などをお聞きします。
相談には代表者または、その会社に勤務する方で、経営内容を説明できる方がお越しください。
直近の決算書2期分と試算表をお持ちください。
設備資金の場合は、見積書、カタログ、図面などをお持ちください。
借入希望金融機関へ必ず事前に相談してください。

事 前 協 議

金融機関が長野県信用保証協会、上田市と融資の是非を協議します。

申 込 書 提 出

申込書に必要事項をご記入のうえ、金融機関に必要書類を添えて提出してください。
申込書の受理からあっせん決定まで 早くて7営業日、月末には10営業日程度を要しますので、余裕をもったご提出をお願いします。

申込書受理・書類審査

必要書類が揃ったところで、申込書を受理し書類審査を行います。

融資あっせん決定

市での審査の後、長野県信用保証協会と金融機関に対して融資のあっせんを行います。
申込者に対しては、あっせん決定通知書、設備完了報告書（設備資金の場合）をお渡しします。

融 資 実 行

長野県信用保証協会、金融機関で所定の手続きがなされた後、融資が実行されます。

資金の返済等

返済は借入金融機関にさせていただきます。
返済方法：元金均等の月賦返済
設備完了報告書（設備資金の場合）を市役所商工課又は各地域自治センター担当課へ提出していただきます。

○ 早急に事業資金を必要とされている方へ

取扱い金融機関の窓口で受付する資金	資金名	利用対象者	利率 (年)	信用 保証料 (1)	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人・担保
	小規模企業 小 口 事業資金	次の全てに該当する方 (1)常時使用する従業員数が 20 人以下であること(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は 5 人以下) (2)信用保証協会の保証残高が 8,000 万円を超えないこと (3)完納証明書、保証料補助認定書の添付があること	1.5%	市補助により 0.44% 以内	運転資金 設備資金 併せて 500 万円	5 年以内 (うち 6 か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり 【担保】 必要に応じて徴する

上記資金は、保証料補助認定書の添付が必要となります。まずは、金融機関へご相談ください。

取扱い金融機関の窓口で受付する資金	資金名	利用対象者	利率 (年)	信用 保証料 (1)	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人・担保
	中小企業 資 金	中小企業者で資金を必要としている方	1.9%	2.2% 以内	運転資金 3,000 万円 設備資金 3,000 万円	運転資金 7 年以内 (うち 6 か月以内) 設備資金 7 年以内 土地建物 13 年以内 (うち 6 か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり 【担保】 必要に応じて徴する
	小規模 企業 事業資金	次の <u>全て</u> に該当する方 (1)常時使用する従業員数が 20 人以下であること(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は 5 人以下) (2)信用保証協会の保証残高が 8,000 万円を超えないこと	1.7%	2.2% 以内	運転資金 設備資金 併せて 1,250 万円	7 年以内 (うち 6 か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり 【担保】 必要に応じて徴する

○ まちづくりに資金を必要とされている方へ

資金名	利用対象者	利率 (年)	信用 保証料 (1)	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人・担保
公共事業 資金	商工業施設整備資金	公共事業のために店舗等の新築・改築・移転等を行う方	1.8% うち 本人負担 1.2% 利子補給 0.6%	設備資金 2,000 万円	10 年以内 (うち 6 か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり 【担保】 必要に応じて徴する
	共同事業資金	公共事業の対象となり又は公共事業の推進に協力する中小企業団体	利子補給 期間 36 か月	運転資金 設備資金 併せて 2,000 万円		
まちづくり 支援資金		次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)市が認めるまちなみ協定に基づき、計画的なまちなみ環境整備を行う方 (2)中心市街地にある都市計画法上の「商業地域(丸子地域においては「近隣商業地域」)」内の空き店舗または空き事務所に事業所を設ける方	1.8% うち 本人負担 1.2% 利子補給 0.6%	中小企業者 運転資金 2,000 万円 設備資金 2,000 万円	7 年以内 (うち 6 か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり 【担保】 必要に応じて徴する
			利子補給 期間 36 か月	中小企業団体 運転資金 3,000 万円 設備資金 7,000 万円	7 年以内 土地建物 12 年以内 (うち 6 か月以内)	

1 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、信用保証料の上乗せ及び補助割合が変わります。

○ 経済変動・取引先の倒産等により事業活動に支障を生じている方へ(経営安定資金)

資金名	利用対象者	利率 (年)	信用 保証料 (1)	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人 担保
経営健全化 資金 (不況対策)	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)セーフティネット保証制度7号に該当することについて市長の認定を受けた特定中小企業者の方(2) (2)最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率が過去3年いずれか同期に比べ、減少している方(3) (3)最近6か月間の売上高又は売上経常利益率が前年同期に比べ、減少している方 (4)直近決算期の売上高経常利益率が1期又は2期前に比べ、減少している方 (5)経営安定のため自家発電装置を設置する方	1.5%		運転資金 3,000万円	運転資金 7年以内 (うち1年以内)	
				設備資金 2,000万円	設備資金 9年以内 (うち1年以内)	
経営支援 資金 (不況対策) (災害対策)	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)セーフティネット保証制度2号から6号及び8号、危機関連保証のいずれかに該当することについて市長の認定を受けた特定中小企業者の方(2) (2)最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が、前年同期に比べて5%(収益性の場合は5ポイント)以上減少している方 (3)市長が認める風水雪害等の自然災害及びその他突発的な事由の影響により、事業活動に著しい影響を受けている方	1.5% うち 本人負担 0.75% 利子補給 0.75% 利子補給 期間 36か月	市補助により 0.44%以内 セーフティネット保証、危機関連保証制度が利用できる方は、全額市が補助	運転資金 5,000万円	運転資金 7年以内 (うち1年以内)	
	【利子補給条件】 令和8年3月31日までの融資実行分で、資金使途に借換を目的とした融資が含まれないこと。			設備資金 3,000万円	設備資金 9年以内 (うち1年以内)	
為替変動 緊急対策 資金 令和8年 3月末まで	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)輸出関連事業者(輸出比率20%以上)であって、為替相場の急激な変動により、最近3か月の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が前5か年のいずれか同期比で3%(収益性の場合は3ポイント)以上減少している方 (2)為替相場及び物価の急激な変動により、売上原価(仕入高)のうち10%以上を占める主要製品又は主要原材料(原油、石油製品その他原材料)の最近1か月又は3か月間の仕入価格(単価)が前5か年のいずれか同期比で5%以上上昇しており、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「製造原価」の割合が前5か年のいずれか決算又は過去3年いずれか同期に比べ増加している方	1.5% うち 本人負担 0.0% 利子補給 1.5% (0~24か月) うち 本人負担 0.5% 利子補給 1.0% (25~36か月)		運転資金 2,000万円	運転資金 7年以内 (うち1年以内)	
関連倒産 防止資金	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)セーフティネット保証制度1号に該当することについて市長の認定を受けた特定中小企業者の方(2) (2)過去1年間に取引先企業が倒産する等の理由により関連倒産防止のために資金を必要とする方	1.5% うち 本人負担 0.0% 利子補給 1.5% 利子補給 全期間	全額市が補助	運転資金 2,000万円 倒産企業から回収不能となった債権額の範囲内。ただし、2,000万円を限度とする	運転資金 7年以内 (うち1年以内)	

2 特定中小企業者：中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当することについて、その住所を管轄する市町村長の認定を受けたものをいう。(各号にそれぞれ要件があります。お問合せください。)

中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット)

第1号(連鎖倒産防止)、第2号(事業活動の制限)、第3号(事故等突発的災害)、第4号(自然災害等突発的災害)
第5号(不況業種)、第6号(破綻金融機関等)、第7号(金融取引の調整)、第8号(金融機関の貸付債権の譲渡)

中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連保証)

3 最近○か月間とは、あっせん申込書提出月の前々月を含む期間のことを指します。

○これから創業しようとする方や事業転換、技術革新をしようとする方へ

資金名	利用対象者	利率 (年)	信用 保証料 (1)	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人 担 保
新規開業 資 金	次の <u>全て</u> に該当する方 (1)開業前又は開業後 3 年未満で市内に居住している方 (2)商工会議所又は商工会の経営指導員の経営指導を受けて創業計画書(開業後 1 年未満の者にあつては収支計画書)を作成した方 該当時	1.5 % うち 本人負担 1.0 % 利子補給 0.5 % 利子補給期間 36 か月	市補助により 0.44 % 以内 創業関連保証が利用できる方は全額市が補助	【開業後 3 年未満の方】 運転・設備資金 併せて 3,000 万円 運転資金は 1,500 万円	運転資金 5 年以内 (うち 6 か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり
				【開業前の方】 運転・設備資金 併せて 2,500 万円 運転資金は 1,500 万円 借入が 2,000 万円を超えた額については同額の自己資金が必要 【開業前の方で、産業競争力強化法に基づく認定創業支援事業者】 運転・設備資金 併せて 3,000 万円 運転資金は 1,500 万円	設備資金 7 年以内 (うち 1 年以内)	
経営革新 支援資金	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)新しい技術、製品、サービス等の研究開発又は事業展開を行おうとする方、ISO を取得する方 (2)新しい技術等の導入により業務の効率化若しくは省力化又は製品の品質向上を図る方 (3)事業転換又は新分野への進出により経営の多角化を図る方	1.5 % うち 本人負担 1.0 % 利子補給 0.5 % 利子補給期間 36 か月	市補助により 0.44 % 以内	運転資金 2,000 万円	5 年以内 (うち 6 か月以内)	【担保】 必要に応じて徴する
				設備資金 5,000 万円	9 年以内 (うち 1 年以内) 土地建物 12 年以内 (うち 1 年以内)	
企業立地 促進資金	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)市内又は市外で 1 年以上、研究開発や生産、流通の事業を営み、新たに市が認める工場用地若しくは指定地域へ工場等の新設又は移転、増設を行う方 (2)市が認める工場用地内の工場等に新たに設備導入を行う方 (3)長野県の「本社等移転促進助成金」の交付を受け本社機能の新設又は移転等を市内に行おうとする方	1.5 % うち 本人負担 1.0 % 利子補給 0.5 % 利子補給期間 36 か月	市補助により 0.44 % 以内	設備資金 1 億円	15 年以内 (うち 1 年以内)	

○地域を活性化するための資金（元気うえだ資金）

資金名	利用対象者	利率 (年)	信用 保証料 (1)	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人 担 保
環境保全 資 金	省エネルギー対策・節電対策のために自社へ次の <u>いずれか</u> を行う方 (1)省エネルギー型照明設備を導入する方 (2)省エネルギー生産設備等を設置する方 (3)非化石エネルギーを導入する方（太陽光発電設備等を自社に設置） (4)低公害車を導入する方	1.5 % うち 本人負担 1.0 % 利子補給 0.5 % ISO14001 又はエコアクション 21 取得事業者の場合は 本人負担 0.75 % 利子補給 0.75 % 利子補給期間 36 か月	市補助により 0.44 % 以内 セーフティネット、危機関連保証制度が利用できる方は、全額市が補助	運転・設備資金 併せて 3,000 万円	運転資金 5 年以内 (うち 1 年以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり
					設備資金 10 年以内 (うち 1 年以内)	
子 育 て 支援資金	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)長野県の「社員の子育て応援宣言！」の宣言内容に盛り込まれた事業等を行う方 (2)「ながの子ども・子育て応援県民会議」が行う「ながの子育て家庭優待パスポート事業」に協賛している方	1.8 %	市補助により 0.44 % 以内	運転・設備資金 併せて 1,500 万円	5 年以内 (うち 6 か月以内)	【担保】 必要に応じて徴する

上田市中心企業融資 必要書類一覧 (申込時に用意してください)

☐ 上田市中心企業融資あっせん申込書		
決 算 書	(法人の方) ☐ 決算書の写し 2 期分 (勘定科目明細含む) ☐ 直近の試算表	(個人事業者の方) ☐ 決算書の写し 2 年分 ☐ 直近の試算表、もしくは経営状況調査
☐ 営業許可書等の写し (新規開業される方にあつては開業届及び後日提出の念書等)		
☐ 完納証明書 (現に未納の市税がないことの証明書 収納管理課発行) の原本 法人は法人について、個人事業主は代表者について		
そ の 他	☐ 設備資金の場合は、見積書、カタログ、図面、建築確認の写し	
	☐ 要件確認書等 (各資金毎様式が異なります。)	
	☐ 小規模企業小口事業資金を利用の方は、保証料補助認定書	
	☐ 長野県保証協会への「信用保証委託申込書」及び「保証人等明細」の写し	

はかり (質量計) を使用している事業者の方へ

はかり (質量計) は、長期間使用していると性能や精度が低下する可能性があります。取引や証明に使用されるはかりは、検定等に合格したもので、2 年に 1 回、上田市が行う検査 (定期検査) や計量士による検査 (代検査) で性能や精度をチェックすることが計量法で義務づけられています。

1 検査の対象となるはかり

取引又は証明に使用されるはかりが検査の対象となります。

具 体 例	小売店等で商品に重さを表記して売買する場合に使用するはかり 農家、農園、直売所等で農産物を重さで売買または出荷する場合に使用するはかり 病院、薬局等で薬の調剤用に使用するはかり 運送業者等 (宅配便取次店を含む) が運送料金算出のために使用するはかり 廃棄物の処理費用やリサイクル品の引取料金算出のために使用するはかり 工場、事業所で原材料の購入 (物品検収)、製品の販売出荷のために使用するはかり
-------------	--

2 検査日程

上田市では、毎年 8 月から 9 月にかけて、検査を実施しています。

検査の日時や場所については広報等で事前にお知らせします。

3 手数料

区 分			手数料の額 (1 台)
非自動 はかり	検出部が電気式のもの又は光電式のもの	ひょう量が 100 キログラム以下のもの	1,400 円
		ひょう量が 250 キログラム以下のもの	1,800 円
		ひょう量が 500 キログラム以下のもの	2,300 円
	棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		250 円
	上記以外のもの	ひょう量が 100 キログラム以下のもの	500 円
		ひょう量が 250 キログラム以下のもの	900 円
		ひょう量が 500 キログラム以下のもの	1,500 円
分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり			10 円

最小の目量又は表記された感量がひょう量の 1 万分の 1 未満のはかりの場合は、手数料が倍額になります。

中小企業退職金共済

中退共（中小企業退職金共済制度）は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、中小企業の方の相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立することを目的としてつくられた国の制度です。

1 掛金の種類

- ・従業員一人当たり月額 5,000 円から 30,000 円までの 16 種類がご用意されています。
- ・短時間労働者は 2,000 円、3,000 円、4,000 円の特例掛金で加入ができます。
短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ 30 時間未満の従業員のことをさします。

2 加入の手続き

- ・所定の申込書に必要事項を記入のうえ必要な書類を添えて、お近くの金融機関または委託事業主団体にお申込ください。

3 上田市の補助

上田市では掛金に対して従業員 1 人当たり月額 700 円（短時間労働者の場合は月額 350 円）を補助しております。（新規加入から 3 か年）

4 お問い合わせ

中退共制度について：独立行政法人勤労者退職金共済機構（TEL:03-6907-1234）
掛金の補助について：地域雇用推進課（TEL:0268-26-6023）

上田勤労者互助会

勤労者互助会とは中小企業で働くみなさんの福祉の向上を目指す団体で、上田勤労者互助会には上田市、長和町、青木村にある事業所にお勤めの従業員及び事業主の方が加入できます。

主な事業

各種補助事業

- 東京ディズニーランド・シー（補助額 2,000 円）
- 大阪ユニバーサルスタジオジャパン（補助額 2,000 円）
- 人間ドック、PET ドック、脳ドック（補助額 3,500 円）
- インフルエンザ予防接種（補助額 500 円）
- 社員旅行・社内業事等（補助額 500 円）
- 互助会企画ツアー（補助額 2,000 円）

保養施設・体育施設利用補助

- 別所温泉あいそめの湯
- 室賀温泉ささらの湯
- 長門温泉やすらぎの湯
- アクアプラザ上田
- スキー場（菅平高原、長和、武石）
- 池波正太郎太平記館 など

共済給付事業

慶事のお祝い金、ケガや病気による休業、住宅災害、弔事にはお見舞金が給付されます。

Q：加入するにはどうしたらいいの？

A：入会申込書を以下の事務局又は自治センターに提出してください。

【事務局・自治センター】

- 上田市勤労者福祉センター内
TEL 55-7670
- 丸子地域自治センター 産業観光課内
TEL 42-1047
- 真田地域自治センター 産業観光課内
TEL 72-4330
- 武石地域自治センター 産業観光課内
TEL 85-2828

Q：会費はいくらなの？

A：入会金は 100 円/人、
会費は月額 300 円/人です。

上田勤労者互助会の詳細は
こちらから ▶▶▶



上田市の商工業関連補助金の一覧（抜粋）

○企業・個人、 団体、 □商店街

名 称		対 象	概 要	補助率・限度額
経営革新関係・ 新産業創出・ 新産業関係	人材不足対策投資促進事業補助金	○	市内の中堅・中小企業者が人材不足を補うために行う省力化若しくは効率化に資する設備投資又は職場の魅力を高める環境整備に要する経費に対する補助。 詳細要件は、ホームページをご確認ください。	【省力化・効率化投資支援事業】 機械装置等の導入又は更新に関する経費の2分の1以内 限度額 350 万円 （設備の更新であって、エネルギー効率が既存設備と比較して年間10%以上向上することが見込まれる場合にあっては、400万円） 【職場環境整備改善支援事業】 市内事業所の生産の用に供さない施設の整備又は改修に関する経費の2分の1以内 限度額 100 万円
	ワークスタイル多様化推進事業補助金	○	創業者の経営基盤の確立及び企業等が行う副業促進に関する経費に対する補助。 詳細要件は、ホームページをご確認ください。	【スタートアップ支援事業】 改修費支援 対象経費の3分の1以内 限度額 100 万円 家賃支援 対象経費の2分の1以内 月額5万円を限度とし、交付決定を受けた月から6月を限度とする。 広報費支援 対象経費の2分の1以内 限度額 150 万円 【副業促進支援事業】 受入れ型 副業人材仲介サービスの利用料の10分の1以内 限度額 50 万円 送出し型 研修教育費又は制度導入に関する専門家経費の2分の1以内 限度額 50 万円
	新技術等開発事業	○	中小企業者等による新技術の開発及び新産業の創出のために行う研究開発に対する補助。	対象経費の2分の1以内 限度額 250 万円
	国際規格審査登録事業	○	ISO 取得に係る審査・登録に要する経費に対する補助。	対象経費の2分の1以内 限度額 30 万円
	上田市人的資本経営支援補助金	○	企業が実践するワーケーションプログラムの経費に対する補助。（市内企業が実践する場合も対象） ワーケーションプログラムの作成は、専属コンシェルジュがお手伝いします。 以下 QR コードよりお申込ください。 プログラムの中で、テレワーク施設は必ずご利用いただく必要があります。 	【テレワーク施設利用補助】 施設利用料の2分の1以内 限度額 5 万円 【宿泊施設利用補助】 1～2 泊目：宿泊費用の10分の2以内 限度額 2,000 円/人 3～7 泊目：宿泊費用の10分の3以内 限度額 3,000 円/人 1 企業あたり上限 20 万円 【体験コンテンツ利用補助】 体験利用料の10分の3以内 限度額 3,000 円/人
	魅力ある商店街づくり事業	□ □ ○	商店街振興組合が空き店舗をコミュニティ施設として使用するための改修・改築費に対する補助。 商店街振興組合が空き店舗をコミュニティ施設として使用するための賃借料に対する補助。 新規出店者が空き店舗等をテナントの用に使用するための改修・改築費に対する補助。	対象経費の3分の1以内 限度額 300 万円 対象経費の2分の1以内 限度額年間 200 万円 対象経費の3分の1以内 限度額 150 万円
商業関係				

商業関係	地元温泉街空き店舗等活用支援事業	○	所定の温泉街における空き店舗等を事業に活用するための改修・改築費に対する補助。	対象経費の 3 分の 1 以内 限度額 150 万円
工業関係	工場等用地取得事業	○	特定地域内公有地へ工場等を設置するための用地取得事業に対する補助。	対象経費の 10 分の 3 以内、 限度額 3 億円（3 年間分割交付）
		○	指定地域内の用地へ工場等を設置するための用地取得事業に対する補助。	対象経費の 10 分の 1 以内、 限度額 1 億円（2 年間分割交付）
	工場等設置事業	○	特定地域内公有地を取得し、工場等を設置する事業に対する補助。	対象経費の 10 分の 2 以内 限度額 5,000 万円（2 年間分割交付）
		○	指定地域内の用地を取得し、工場等を設置する事業に対する補助。	対象経費の 10 分の 1.5 以内 限度額 2,000 万円（2 年間分割交付）
	公害防止施設設置事業	○	中小企業者等が行う公害防止施設の設置事業に対する補助。	対象経費の 10 分の 2 以内 限度額 1,000 万円
	中小企業者等販路拡大事業	○	中小企業者等による展示会や見本市への出展経費に対する補助。	対象経費の 2 分の 1 以内 限度額 国内 20 万円、国外 30 万円 年度内において申請は 1 回まで
労働福祉関係	学生等地域就職促進奨学金支援事業	○	市が規定する要件を満たす中小企業等へ新たに就職した方が奨学金を返還するためにかかる費用に対する補助。	返還支援年額の 2 分の 1 以内 限度額 10 万円（年）最大 5 年間
	中小企業退職金共済掛金補助事業	○	中小企業者が納付する退職金共済掛金の一部（従業員の新規加入から 36 か月間）に対する補助。	対象者 1 人あたり月額 700 円の補助 短時間労働者の場合、月額 350 円の補助
	中小企業者等人材育成事業	○	中小企業大学校や市内商工団体等が実施する研修に参加する中小企業及びその従業員に対する補助。	対象経費の 2 分の 1 以内 限度額 受講者 1 人あたり 2 万 5 千円 1 事業者あたり 10 万円
	従業員福祉施設設置事業	○	中小企業者等による従業員福祉施設、託児施設等の設置事業に対する補助。	対象経費の 10 分の 2 以内 限度額 1,000 万円
	技能者養成施設設置事業	○	中小企業団体等が設置する職業訓練のための施設設置事業に対する補助。	対象経費の 2 分の 1 以内 限度額 1,000 万円



+519worklodge

上田市技術研修センター

上田市技術研修センターが「+519worklodge」として生まれ変わりました

企業の研修施設として整備された上田市技術研修センターを、コワーキングやテレワークに活用いただけるよう改修しました。



豊かな自然と、ロッジ風の佇まいが調和したロケーションを整えております。
企画会議や研修など、普段と違った環境で取り組んでみませんか。

施設の詳細は右記QRコード、上田市公式noteよりご覧ください。

市公式 note



開 館 時 間	9:00~18:00
休 館 日	日曜・祝日・年末年始（12月29日~翌1月3日）
所 在 地	上田市下之郷812番地10（上田リサーチパーク内）
利 用 料 金	コワーキングエリア：3時間500円・1日1,000円 1人部屋（個室）：コワーキング利用者は1時間+100円で利用可能 研修室（会議室）：1時間390円～
設 備	館内Wi-Fi接続可能
貸 出 備 品	大型モニター、卓上サブモニター、リモート会議用品 ほか

施設利用のご予約は、右記QRコードよりお申込みください。
コワーキングエリアは予約なしでもご利用いただけます。

予約フォーム



《アクセス》



《お問合せ先》

+519worklodge
（上田市技術研修センター）
TEL：080-9988-0519
E-mail：ugkc@arecplaza.jp

その他の中小企業支援施策・商工業に関する情報は、下記サイトまたは、メール配信サービスからご覧いただけます。

□ 上田市ホームページ

<https://www.city.ueda.nagano.jp/life/4/34/>

池波正太郎真田太平記館へお越しください」

池波正太郎の遺愛品や自筆原稿の他、長編大河小説『真田太平記』に関する資料などを展示しています。企画展や関連講座、文学散歩なども実施しています。

皆様のご来館を心よりお待ちしております。

- 場 所 上田市中心 3-7-3 (0268-28-7100)
- 開館時間 午前 10 時から午後 6 時 (入館は午後 5 時 30 分まで)
- 休 館 日 毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始 (12/29 ~ 1/3)
振替休館日あり (詳しくはホームページをご確認ください)
- 観 覧 料 一般 400 円 (330 円)
高・大学生 260 円 (200 円)
小・中学生 130 円 (100 円)
() 内は 20 名以上の団体料金
障害者手帳割引あり
上田市内在住の小・中学生、高校生は無料
- ホームページ <https://www.city.ueda.nagano.jp/site/ikenami>



■ ご相談・お問合せ先 ■

上田市

産業振興部 商工課

上田市大手 1-11-16 : 0268-23-5395
Fax : 0268-23-5246

真田地域自治センター 産業観光課

上田市真田町長 7178-1 : 0268-72-4330
Fax : 0268-72-4140

丸子地域自治センター 産業観光課

上田市上丸子 1612 : 0268-42-1047
Fax : 0268-42-3222

武石地域自治センター 産業観光課

上田市下武石 742 : 0268-85-2828
Fax : 0268-85-2313